

## 虐待防止のための指針

### I 目的

この指針は、虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、利用者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、法人全体で人権擁護、虐待防止、虐待の早期発見・早期対応に取り組むために示すものである。

### II 虐待の種類

- ① 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。  
又は正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

**【具体的な例】**

- ・平手打ち、つねる、蹴る、殴るなどの暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える
- ・身体を縛りつけたり、身体の動きを抑制したりすること

- ② 性的虐待：利用者にわいせつな行為をすること、又は利用者にわいせつな行為をさせること。

**【具体的な例】**

- ・性的な行為を強要する
- ・利用者の前でわいせつな言葉を使う
- ・わいせつな写真や絵を見せる
- ・更衣やトイレなどの場面のぞいたりする

- ③ 心理的虐待：利用者に対しする著しい暴言、拒絶的な対応、不当な差別的な言動、その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

**【具体的な例】**

- ・怒鳴る、ののしる、威圧的な態度を取る
- ・失敗をあざ笑う、子ども扱いするような呼称で呼ぶ
- ・無視する、利用者の大事にしているものを乱暴に扱う
- ・交換条件を出す
- ・不当に孤立させる

- ④ 放棄・放置：利用者の長時間の放置、その他の利用者を擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

**【具体的な例】**

- ・入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・つめが伸び放題で、汚れたり破れた服を着せているなど日常生活に著しく不衛生な状態で生活させる
- ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わ

ない

- ・他の利用者に暴力をふるう者に対して、何ら予防的手立てをしていない

⑤ 経済的虐待：利用者の財産・私物を不当に処分すること、その当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

【具体的な例】

- ・本人の同意なしに年金や預貯金を無断で使用する
- ・年金や賃金を管理して渡さない

### III 虐待防止体制

#### 1 虐待防止委員会の設置

当法人では、虐待防止に向けて多種多様な事例検討及び多角的視点からの対策を図るため法人内事業所が連携し、「虐待防止委員会」（以下、「委員会」とする。）を一体的に設置する。

委員会は年 2 回以上開催するものとし、身体拘束等適正委員会や関係する職種、取扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議とも一体的に行う場合がある。会議の実施にあたっては、オンライン会議システムを用いる場合がある。

#### 2 委員会の構成員

委員会の運営責任者は管理者とし、サービス管理責任者、生活支援員等で構成する。なお、必要に応じて利用者やその家族、専門的知見を有する第三者の助言を得る。

#### 3 委員会の役割

委員会では次のことを協議する。

- ・虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・虐待防止マニュアルの作成、周知に関すること
- ・虐待防止チェックリストの作成、活用及びモニタリング、分析に関すること
- ・虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備やストレスマネジメントに関すること
- ・虐待等について、利用者や家族等からの苦情相談に関すること
- ・職員が虐待等を把握した場合に、市への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### IV 虐待防止のための指針の整備

委員会は、本指針や各種様式の作成及びその内容に変更、追加が生じたときは、速やかに

修正や作成を行う。

#### V 虐待防止のための職員研修

委員会は職員教育を進めるために以下の内容について検討、実施する。

- ① 新規採用時に虐待防止研修の実施
- ② 年1回以上の虐待防止等に関する教育を行うための研修を実施
- ③ 虐待防止・権利擁護に関する研修等外部研修の活用
- ④ 研修の実施内容の記録

#### VI 成年後見制度の利用支援

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

#### VII 虐待等に係る苦情解決方法

当法人は、社会福祉法第82条に基づき、苦情受付窓口を設置し誠意を持ち対応する。苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

#### VIII 利用者に対する当該指針の閲覧

当該指針については、だれでも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページにも掲載するものとする。

#### 附則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。